

当会元会長の破産法違反事件に関する会長声明

2017年（平成29年）6月19日

徳島県司法書士会

会長 玉岡 哲也

当会所属の会員（当会元会長）が、破産管財人へ虚偽の報告書を送ったとして破産法違反の罪に問われた事件で、過日、最高裁判所が被告人である当該会員の上告を棄却し、当該会員の有罪が確定した旨の報道がありました。

今回の事件は、司法書士及び司法書士制度に対する市民の皆さまの信頼を裏切るものであり、当会の会員を指導する立場にあった当該会員が、その役員在任中にこのような罪を犯したことは、誠に残念でなりません。

当会としては、当該会員を厳正に処分するための手続きを行い、また、当会所属会員に対する倫理指導や、業務の適正な遂行のための研修などを通じ、会としての責任を果たしてまいり所存です。